

327

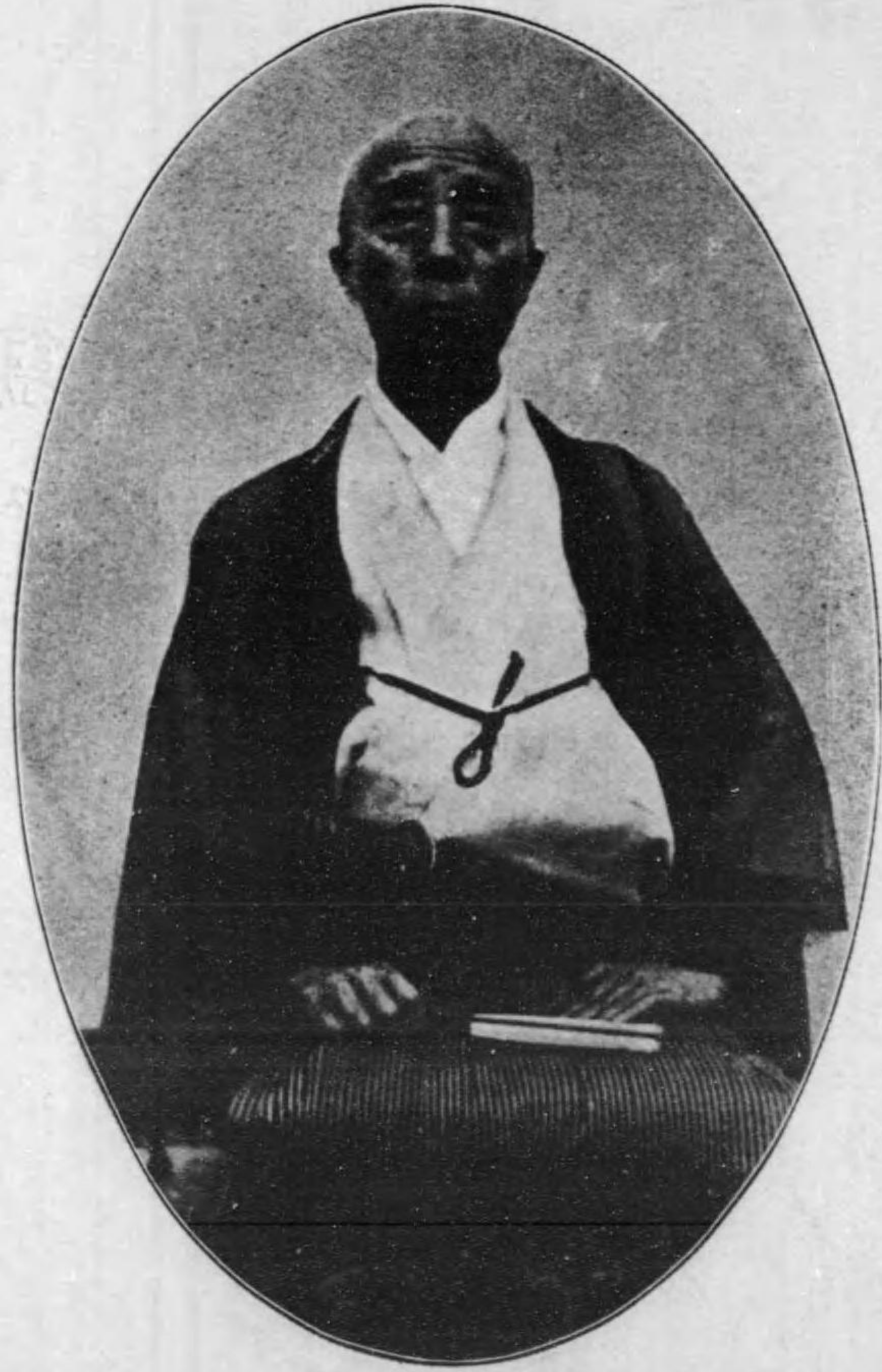
957

角六沼叢書
時軒翁



始

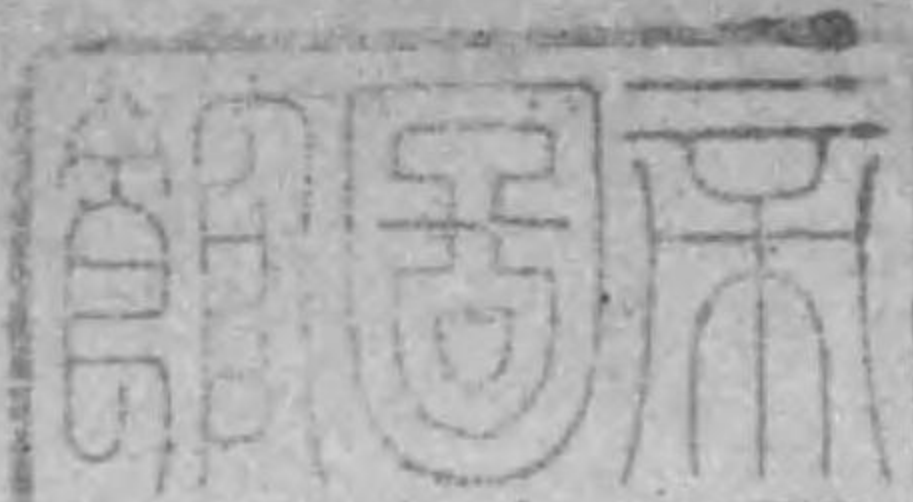




奥沼叢書一篇

翁軒晴

327-957



はしがき

我魚沼文庫は昨年九月の創立にして日猶淺く其事業成績に於て何等見るべきものあるなし、是れ創立者として予の慚愧に堪へざる所、然れども幸に江湖特志家諸君の賛助を得前途漸く好望ならんとするは、衷心欣喜の情に堪へず、而して茲に同文庫の一事業として魚沼叢書第一篇を發刊し同好諸君子の間に配布するにあたり、予は殊に現日本石油會社長内藤久寛氏其人の深厚なる同情と獎勵とに對して感謝の意を表せんとす、是れ蓋し本叢書の發刊を見るに至りたるは同氏の資金を寄附せられしこと最も與て力あればなり、

巻頭掲ぐる所の廣川晴軒翁及び山本比呂伎翁詠草は廣川小千谷町郵便局長及び山本善次郎兩氏の好意による、是れまた予の兩氏に對して深く感謝する所なり、
 「氣海觀瀾及び廣義に見わたる物理説」は著者三上義夫氏の快諾を得て本篇中に收めしもの、同氏書簡と相俟ちて本叢書内容の美を

大正
4.21
内交

なさしめしは予の深謝する所なり、三元素畧説著述年代は唯予が
 婆心を以て起稿せしものゝみ、恐くば蛇足の感あらん、小千谷町關
 係資料目録及び神南誠敬翁傳は、平素郷土史研鑽に熱心なる現小
 千谷町女子部小學校長小林長五郎氏、苦心研究の餘に成りしもの
 好箇の郷土研究資料たり、同氏がこれを本叢書中に収むることを
 快諾せられしは、また予の感謝する所なり、
 本叢書發刊に際し、同僚山崎吉三君は俗務多忙中にも拘らず、資料
 騰の寫印刷物の校正等盡力せられしこと鮮からず茲に特記して
 感謝の意を表せんとす、
 予は今回の叢書第一篇の發刊を端緒とし將來續々斯種のものを
 刊行せんことを希望してやまざるもの也、

大正六年三月

小千谷中學校内魚沼文庫にて

徳谷生識

晴軒翁自筆履歷書寫

算術ハ同郷朋友佐藤虎三郎へ入塾安政五年三月ヨリ翌未年五月上旬迄十五ヶ月相學フ

其時ノ種古帳四冊所持罷在候○是ヨリ數年前某姓宗像ト申最上流算術家安政六未年六月江戸即東へ罷越箕

幣邑遊歴之節相場割利足、差分天之術容術等相學フ是又種古帳八冊

作阮甫先生へ入塾洋學天文地理辨物 舍密窮理學等萬延元申年五月迄十二ヶ月修業其節拙作三元素畧 說小本一冊著述翌六月歸

郷夫ヨリ近隣豪富家等童蒙教授萬種勉勵明治五年申八月ニ至尙又東京出府本石町三丁目

原田喜兵衛宅へ寄留仕家塾開業其節箕作秋坪箕作麟祥津田眞道三先生へ時々參堂或ハ談

話或ハ質問等致シ學藝研窮此節即明治三年庚午八月廿九日集儀院へ明治七年戊辰四月迄十二ヶ月五

月歸郷仕候
右之通相違無御座候也

晴軒翁改曆建白書原稿

明治三年庚午八月廿九日

曆法改革之事 地理急務タル事

今學塾盛美、賢才長育、爲浩益焉、而シテ又有地理之捷徑、而亦益ヲ爲シ候事

建言

柏崎縣支配所

越後國魚沼郡小千谷村

百姓

德三郎

集儀院

御役人中様

閏月之說

蓋地球盤旋、以三百六十五日二時七刻三分四十九秒有餘、一周太陽、是即全之一年、而天地自然之公運也、而人、以三十日爲一月、以十二月定作一年、而猶餘五日二時七刻三分四十九秒有餘也、又月有大小、以其小月減日六加レ之、則凡一年、而餘有十餘日餘積三年、則贅出三十餘日、於此不_レ可_レ不_レ閏月置_レ故置之置則_{曆之年月雖}年々歲々二十四季寒暑氣候不能一日均也是則人作而私也自昔在_{都合可然}天下庶民、而此不利甚夥、其損幾何哉、雖然衆庶自昔因習馴循而未嘗知其浩大損益而遂以至近世也矣、曆法必不可不改革也、或曰曆之事至大、如_{吾子}據_レ何而言_レ之曰

日誌曰、去_三舊來之陋習_一本_三天地之公道_一云々。

曰可也、如_三其新法何_一曰可_レ做_三西曆_一西法自_三第一月_一、至_三三五七八十二月_一、各三十一日、第二月二十八日、隔_三三年_一、加_三一日_一、以爲_三二十九日_一、_{所謂}第四、六、九、十一、各三十日、是西曆法也、於是歷年氣候、日々大略相同也、惟一日分尙多十一分、積而除之每百年去_三閏一日_一、至_三四百年_一、則不_レ去_三閏日_一於_三曆法差_一得_レ正也。

今般奉_二

上皇ヲ始、在朝之御方々様、既_ニ御豁眼開カセラレ、其_ニ御旨趣、徧_ク海内江御布告有_レ之、

皇國一大革シテ、開業スベキ所以、方向確定スヘキ儀第一也、又曰、

亦無善於地理也、嘗ヲ讀谷世弘序ニ于地理全志、曰將欲馳威武於八紘、則四裔之地形、不可不燭也、又曰、

我亦將有レ事于四瀛焉、則文治、武經、不_レ得_レ不_レ俱資_ニ於地志_一也、而今將有_レ事_ニ於四瀛_一之時也、日誌曰取_ニ彼長_一而補_ニ我短_一焉、誠然、若_レ取_ニ能所_一彼_レ長_一、以補_ニ我所_一短_一、則我所_レ長_一之者、全_レ恒_レ有_レ餘焉、何事不_レ可_レ爲_レ哉、然_レ今我國之人、能_ニ地理_一者至鮮矣、余自不_レ揣竊_ニ以爲泰西學科浩繁、然_レ其大者僅々不_レ過_ニ于二三_一也、曰天文、曰地理、曰含密等、而我所_レ短者、亦多_レ不_レ過_ニ于此_一數件_一也、若能會_レ得此數件_一、則皆悉、可_レ不_レ讓_ニ於彼_一也必_レ也、矣、

凡_レ爲_レ益者、廣_ニ人之心目_一、益_ニ人之神知_一、益_ニ莫_レ大_レ焉、廣_ニ益其_一心目神知_一、莫_レ善_ニ於學文_一、而其學_レ之也、莫_レ若_レ爲_ニ於幼_一矣、故_ニ今有大學校_一、而外又往々建學塾數所、幼壯賢才悉萃、教授誠盛焉、今亦、有晚學者、或漢學_ニ洋學_一者、其外某_レ某_レ俄入_ニ洋學_一之徒、此輩者、皆欲_レ得_ニ捷徑_一者多也、夫_レ捷徑也者、莫_レ速_ニ於口授_一、所謂_ニ百聞_一而予有_ニ捷徑_一之方_一也、甚_レ粗漏、而且謬誤亦不_レ少、然_レ其地理之大略_ニ、下自三、地盤石下層之底、上至高遠恒星天之茫漠、其中間某某、或曰、其中間某某何ノヲ述ベン、而シテ其眼目肝要トスル所ハ、首尾全ク貫徹スルニ在リ、首尾全ク貫徹セザレバ、佳旨不能生、佳旨不能生、則用ヲ爲ス_レ不能、譬_レ如_レ十踏盤八算、自二之段、至九之段、內虧_ニ一段_一、則恒_ニ不利_一、若_レ八段爲_レ全、則通_ニ于微妙_一、達_ニ于無方_一、千萬無數、無_レ不_レ應焉、而シテ此事、日久シキヲ費ス_ニ非_レズ、其日數ハ未_レ可_レ限_ト雖、約_ニスル_一ニ、一編貫述、凡_ニ三十日_一ナルベシ、而シテ聞者、乃_レ字內之模樣ガラ、大略ヲ觀察スベシ、是_レ捷徑_ニ非_レスヤ、庶幾_レクハ以上之學者、

試ニ御聞被下置候ハ、實ニ其徵可_レ有_レ之ト奉存候
今般御一新ニ付、甚深キ

御仁惠之旨趣、既ニ日誌ヲ以、遍ク海內江御布告有_レ之、卑賤僞_ニ至_レル迄、難有_レ奉拜見感戴之至_ニ不堪_一、依_レ之老廢_レ不_レ顧上道、千里亦遠トモス、隨_レ分精々盡力、奉報御國恩、驚駭自不_レ揣、聊數件ヲ上疏シ、昧死奉建官候以上、

年 號 月 日

柏崎縣支配所
越後國魚沼郡小千谷村
百 姓
德 三 郎

集 儀 院
御 役 中 様

氣海觀瀾及び廣義に見ゆる物理說

(大正五年十二月哲學雜誌第三百五十八號抜刷)

三 上 義 夫

越後小千谷の人廣川晴軒が三元素略説を作りて温、光、越素の三元素は實は三種の別々のものにあらずして、其根本は一なりとの見解を立てたることは、余既に之を論じたり。晴軒が氣海觀瀾の所説を喜びながら、此書に温、光、越素を三種の元素と爲せるを非とし、此説に満足すること能はずして、別に三元素一原説を提唱せるものなることも、之を説きたり。然れども晴軒をしてかゝる新説を爲さしめたる源泉とも云ふべき氣海觀瀾及び氣海觀瀾廣義に物理學の原則につきて如何なる所説ありやは何等説く所なかりき。今之を説きて晴軒の學説と比較し、因て晴軒の學術史上に於ける地位を明かにするの一助とするも、必ずしも無用の業にあらざるべし。特に此兩書は我邦にて行はれたる唯一の版本物理學書とも云ふべく、之によりて當時の物理學に對する見解の一斑をも窺ひ見るに足るべきなり。

氣海觀瀾は青地林宗が文政乙酉の冬に著はせるものなり。其序文に據れば元と西洋の理科書を涉獵して格物綜凡なる一書を譯述したりしが、門人等の便宜に供せんが爲めに、其中の數十章を抄出して訂正を加へ、出版することゝしたるものなり。此の書世に行はること凡う二十年、青地氏の女婿川本幸民は其簡に過ぎて精細ならざるを慨し、註解を加へて氣海觀瀾廣義と題し、安政三年に新彫せり。實に

晴軒が三元素略説の起稿に従事したる萬延元年より五年前に在り。其書最も廣く行はれたり。晴軒を動かして其新説を成さしめたるも亦宜なりと謂ふべし。

氣海觀瀾には先づ引力なるものを説けり。一切のものに相集り相附着せんとするの傾向あるを引力と云ふなり。萬物悉く此力を有せざるはなし。

極微之爲性。欲相近相集自相附著。此謂之引力。莫物不有此性。由此相集成體。若無引力。

萬有渾爲粉齏耳。

此引力には自ら二様の別あり。一は「集之引力。乃極微之相引也。如水極微之引力」を云ふものにして例へば一桶に水と油を注げば、其中的水は水と相引き、油は油と相引きて互に相和せず、桶に細孔を穿ち水にて之を濡せば水が出で、油にて濡せば油が出づるを見るは、此種の引力の作用に依るものなり。

第二種の引力は「重之引力」なり。其特色は「乃引他使之向已也」にあり。太陽、地球、諸曜の引力は即ち此種に屬す。

萬物には既に此二種の引力なるものありて相引き相附かんとするが故に、若し其性のままに放任せんには、相引きて一堅塊となり了らんのみ。然るに造物主は別に一種の性を造りて萬物の中に資らし、因て其一堅塊となることを防ぐるが故に、事實は現に見るが如き有様となるなり。

造物主別資一種性。常入萬體之氣孔。分排極微。使斯張擴分析。遮其引著。

此の如きものは即ち之を温質と謂ふ。即ち火質なり。此温質の作用は引力とは相反して融解運轉の作

を爲さしむるものなり。

十

其性主衝邊發越。正與引力相反。萬有引力之中。獨溫質之參焉。冰渙而水可汲。互融而土可鋤。若無火力。水則冰結。土則互死。生活寢。運化歇。渾地舉如一頑石耳。

かゝる作用を爲す所の溫質は如何なるものなりや。精微流動質。常擾諸體。爲張力之基。其在諸體。多者與寡。寡者取多。互爲平均。かくして此を出で、彼に徙り、有無相通するものなれど、其相通するには物によりて遲速多寡あり。銅鐵諸金は之を導くこと速且多なれども、木と玻璃との如きは寡く、灰は殆んど導を爲さず。綿絮絨毛等は温を導くこと遲少なるが故に之を衣服とすれば體中の温を保留せしむる効ある所以なり。

又物と物と相摩擦するときは、其體中の溫質を絞り出すこととなるなり。

又物相盪摩。則使溫質絞出於其體。

溫質は物の氣孔に鑽透すれば、即ち其極微を分排張擴せしめ、從て物の膨脹を見るなり。

凡そ氣體には張力あるものにして、或は膨脹し或は收縮せしむるを得るも、其性は常に自ら伸びんとするにあり。此れ「氣性之所資之混質存其中焉」に因るものなり。

溫質は或る氣體の成分を爲すものなり。燃氣と清氣とは好んで相引くものにして、溫質之が媒を爲して相合せしむ。燃氣と清氣とを合して火を點すれば、兩氣互に引きて急に爆聲を發し、其結果水を生ず故に水は燃氣と清氣とにより生ずるを知るなり。燃氣は其質硫黃の如く焚燒すべきものにして、水質と

溫質とより成り、清氣は又生氣と云ひ、酸氣とも云ふ、酸質と溫質とより成るものにして、「生得之蘇、火得之燃」るものなり。清氣は能く物と交りて諸酸の原を爲し、又銅鐵の銹を生ずるものによるものなり。

右云ふ如く溫質は精微流動の質なるが、光も亦同じく精微流動の質なり。光質の射線に動くは最も迅速なり。光と温とは夫々別々のものにして、太陽より地球に達するまでの間にては唯光あるのみ、温は之に伴はず。故に高山の巔に於ては太陽に近けれども、常に塞うして白雪を戴けり。光線の下りて畷圍氣の地面に近く稠厚なる所に入るに及びて温と合し、又光線の地面より反射して益々温を増すなり。

或は説を爲すものあり。之に據れば、

光分於太陽入畷圍中而與温合體。取火燈鏡。集太陽光線。乃其光點可以燃木。可以鎔金。是抵火之與光。合爲一矣。

光は元と單純の質なれども、其動く遲速と其通過する所の仲介物の疎密とによりて差等を生ずるものにして、「諸色之有區別」亦宜なりと謂ふべきなり。

越列吉的爾エレキダールも亦「一種流動質」、此點に於て温及び光と相似たり。一切物體中に具有されざるはなく、平均せるときは顯現せざれども、一たび其平均を失ふときは、其作用を現はすべし。無有多少の相通すること、溫質と異なることなし。

凡百體中莫不具有斯質。祇如氣火性。在其引力之與張力相平均之中。雖無以見之。一失其平均則顯其作用也。斯爲之質。多者與寡。寡者取多。必得其平均而後止。

十一

凡そ物の越列吉的兒質に於けるは、其體を摩擦すれば直ちに之を發するものあり。此の如きものを原體と稱す。直接に其體を摩擦せざるも、唯他の既に越列吉的爾質を帯びたる體を接觸するのみにて其質を増減せしむべきものあり。此種のことを導體と名づく。

青地林宗の氣海觀瀾に説く所の物理学原理は上述の如し。文政末年の頃のものとしては、西洋の舊説に據れるを見るべし。要するに温、光及び越列吉的爾は何れも精微流動の物質にして、相互の間に關係及び類似の存することを想見せしむるに足れるものたるなり。

川本幸民の氣海觀瀾廣義は氣海觀瀾一出以來凡う二十年の後に成りたれども、全く此書の注解に過ぎずして、大體の見解は殆んど何等の改竄を経たるものなし。されど所説頗る精細を加へ、要旨を窺ふに於て甚だ便なるものあり。先づ物理学の本質を説きて、

夫レ眼ノ物ヲ見ルヤ。物ト眼トノ間ニ光榮アリ。耳ノ聲ヲ聞クヤ。物ト耳トノ間ニ空氣アリ。空氣ノ分子ト光素トハ質最小ナリト雖。又禮アリ。物トシテ體ナキハナシ。故ニ「ヒシカ」ハ物體ト其用トヲ知ルノ學ナリ。(一卷一、二丁)。

と論せり。温、光、越の三質皆物なりと解するを、氣海觀瀾と同一なるが故に、此説を爲すもの自然の勢たるなり。

然らば物とは何ぞ。

大(チ)ト抗力(ノ)……………二性アル者ヲ體ト云フ。……………若シ此二性ナケレバ何ヲ以テ五感ニ感ゼム

ヤ。物必物ト感ズルハ自然ノ理ナリ。光ト温トノ如キ。微細ニシテ秤量スベカラザル者ト雖。尙ホ能ク體アリテ物ニ感ズ(一卷七、八丁)。

るなり。「眼ノ物ヲ見ルモ。亦物ノ光素來テ眼ニ觸ル、ナリ。光素ハ其質最精微ニシテ、特リ眼ニ感ズルノミ」。(一卷、八丁)。温光等は此意味に於て物たるなり。

凡そ物には合體或は複體と單體との別あり。前者は諸異成分より成り、後者は同一成分より成り異類の物を混ぜざる者なり。諸金、炭素、氣類の元素等と同じく、光素、温素等も亦此單體の部類に屬す。

(二卷十六丁)。「温、光、越歴的爾、麻痺淫多ハ其重ヲ秤リ知ルコト能ハズト雖。大氣ニ至テハ、已ニ其量ヲ知ルベシ」(七卷十八丁)。物の中に温素を取ること多ければ温にして、温素少なければ寒なり。「寒ハ其質アルニアラズ。温ヲ缺クテ謂フナリ」(二卷二十二丁)。滴流體……………モ温素ヲ取ルコト多ケレバ。揮散シテ氣狀體トナルコト。猶沸湯ノ蒸氣烟霧等ノゴトシ。……………七卷一丁)。

火の本質は詳ならざれども、其温なるは温素の存するに依る。「温素ハ極メテ精微ニシテ緻密ナル金属ヲ透シ。其質最輕クシテ、重量ヲ知ルベカラズ。能ク諸體ノ氣孔ニ入り。地球内ニ充テ剪圍氣ニ漏ル」(十卷一丁)ものなり。

温素は物と結びて存するとき、其温を覺ゆざれども、遊離するとき、温を覺ゆるに至る。摩擦によりて温を生ずるは之が爲めなり。故に温素には結遊の二態あるなり。

温素地上地下ノ諸體ト合スルニ。大氣及ヒ氣狀體ノ如ク結温トナリテ。コレニ觸ルトモ其温ノ覺ユ

ベカラザル者アリ。又物體固ヨリ多ク温素ヲ有スルニ因リ。或摩擦衝抵スルニ因テ。温素遊離シ。以テ其温ヲ覺ユベキコトアリ。故ニ温素ハ結遊ノ二態アリ。物ノ寒温ハ遊温揮散スルノ多少ニ因リテ其合蓄スル温素ニ係ルニ非ズ。遊温ハ諸體コレヲ放ツト雖、其状態ヲ變ゼザル者ヲイフ(十卷二丁) 諸物體は温素と結ぶに當りて其親和に多寡あるを免れず。故に「温素ハ甲體ト親和スルコト乙體ヨリ大ニシテ。其已ニ親和力アル者ト結ブトキハ。他ノ尙コレヨリ大ナル親和力アル者ニ遇ヒテ。コレト抱合セムトスルニ非ザレバ。遊離スルコトナシ。」而して諸體の有する遊温は常に平均せんとするものにして。一體遊温多ケレバ。コレヲ少キ者ニ與ヘテ以テ互ニ平均ス。其少キ者ノコレヲ多キ者ニ取ルヲ導トイフ。此導ニ強弱アリ(十卷三丁)。

温素は物體に導かれて顯現するのみならず、又物體を離れて線出することを得。其線出に當りて、「鏡體ニ中タレバ反射ス」。其線出することは如何にして之を知るか。

爐ノ如キ熱體ニ近ヅケバ。明ニ温ノ線出スルヲ覺ユベシ。其温ヲ覺ユルハ。大氣ノ温ナルヲ覺ユルノミナラズ、温素自線出スルニ觸ル、者ナレバ。火ト人トノ間ニアル大氣ヲ扇ギ去ルト雖尙温ノ其處ニ來ルヲ覺ユルヲ以テコレヲ知ルベシ(十卷四、五丁)。

温素は物體に加はるときは、其氣孔内に入りて、「諸部ヲ排開シ。以テ其體ヲ擴張シ。其温缺クレバ則復縮小ス」。(十卷五丁)。一層更に「劇ク温ムレバ温素細分子ヲ離開ス。コレヲ溶解ト名ヅク」。(同上) 「故ニ物ニ凝流彈ノ三態アルハ。温素ノ主能ナリ」(十卷六丁)。

氣類は「温素ニ擴張分解セラレテ彈力アル氣狀體トナル」ものなり。例へば清氣は酸素と温素とより成り、燃氣は水素と温素とより成るの類是なり(十卷九丁)。

氣海觀瀾の越歴的兒は、廣義には略して越歴と稱し、越歴の元素即ち「エレキテリケ、stoff」を越素と名づけ、又其機力「エレキテレーケ、カラクト」を越力とせり。支那譯には既に電氣の名稱を用ひたれども、越歴的兒の名は我邦にて久しく行はれたるを以て其の通稱に従へり。(十一卷端し書き)。

氣海觀瀾廣義の云ふ所によれば、越歴は諸物體の齊しく有するものなれども、之を有する度の變化を見るにあらざれば、越歴の發動を生せず。一旦發動するときは、「多キ者ハ少キ者ニ與ヘテ以テ平均ニスルニ至ル。平均トハ各體固有ノ越歴ニ復スルヲイフ」。(十一卷二丁)。

越歴につきては廣義の所説は別に多く説くまでもなし。廣義に光を説けるものは大略次の如し。

光ハ太陽及ビ恒星ヨリ分カレ來ル元素ニシテ至微至細ナリ(十四卷二丁)。

光トハ。諸體ヨリ出デ。眼目ニ感動スル者ヲイフ(同上)。

是れ即ちニウトンの光素説に外ならず。然れども波動説につきても之を知らざりしにあらず。之を知りたれども、光素説の舊説を以て最も解し易しと爲し、之れに憑據したりしなり(十四卷四、五丁)。

光の現象につきて更に次の如く見ゆ。

物體燃燒シテ光ヲ發スルモ。酸素ノ交結スルニ因リ。暗體酸素ヲ得テ。光體ニ變ジ。一色他色ニ變

ズル等……ハ。ミナ光素萬物ニ交リ。其固有ノ性ヲ變ズルヲ微ス。故ニ光ハ權衡スベカラズト雖自コレ一個ノ元素ニシテ、他物抱合シテ成ル者ニ非ザルヲ知ル(十四卷五丁)。

光素と温素との關係につきては、
光ハ温素トヨク其ノ致ヲ一ニスト雖。全ク其質ヲ異ニシ。日光ハ温ナリト雖。光ハ温ナルニ非ズ。高山ノ巔ハ寒甚シクシテ。盛夏不消ノ雪アル。其證ナリ。或ハ曰ク。光ト温トハ同一物ニシラ大氣稀疎ナル處ニハ太陽ヨリ分カレ來レル温素。唯光ノミニシテ。遠ク地上ニ來リ。濃厚ナル大氣及ビ蒸氣ニ觸レ。コレト抱合スル者ハ。温トナリ。コレト抱合セザル者ハ。光ニ止マル。故ニ高山ノ頂ハ。光ト抱合スベキ者少キヲ以テ。平地ヨリモ光多クシテ明ナレドモ。温少ク。地面ニ近ツケバ。温多ク且兼ネテ光アリト(十四卷六丁)。

と論じ、

又或ハ曰ク。光ハ太陽ヨリ分カレ來リ。剪圍氣中ニテ。温素ト抱合シ。温素ト光ト並ビ行ケバ。温ヲナシ。地面之ヲ反射シテ。其温増ス。冬日ハ日光斜照シテ。反射スルコト少キヲ以テ寒シ(十四卷七丁)。

と説けり。

光は三稜鏡にて分析すれば七色となる。或は自然に虹を生ず。されど「光素ハ七色ヲナスベキ者。混合スルガ如ク見ユルト雖。實ニ單一ナル者ニシテ。其動速ノ多少ト。物質厚薄ノ差トニ因テ。以テ諸種

ノ感動ヲ眼中ニ生スルノミ」(十四卷十一丁)。其「分裂シタル兩極端ノ機能」は之を「越歷兩極ノ機ヲ異ニスルニ比シ。紅ヲ酸素極トナシ。紺ヲ水素極トナス。光ノ含密機ヲ試ミテ。物ヨク光ノ爲ニ離合スルヲ證ス」(十四卷九丁)。

以上説き來れる如く、氣海觀瀾廣義の所説は氣海觀瀾と殆んど同一にして、多少精細を加ふるを見るなり。廣川晴軒が其新見解の土臺となせるものは、此兩書にあれども、此兩書よりも歩を進めたるものなること、固より言ふを待たざるなり。

今晴軒の所説を摘記するときは、大略次の如し。

萬物を別ちて四態と爲す。凝體、流體、氣狀體、空體是れなり。空體とは温、光、越素、吸鐵力の類を云ふ。温、光、越素は皆精微靈妙の質、西人之を三種別々の元素と爲せども、是れ其だ疑ひなきこと能はず、其實全く一なり。唯、其處に隨ひて名を異にするのみ。皆火の顯現に外ならず。火の火たる所以を解するに於ては、萬物悉く解し難からざるなり。火即ち温素は宇宙物の原動力にして、物體內に入れば其體質を擴張輕虚ならしめ、稀薄の質を爲せば彈力甚だ強く十分明朗となり、所謂「エーテル」なるものと謂たるなり。

晴軒の此説は實に「エネルギー」一原説とも謂ふべきものなり。然れども晴軒に「エネルギー」なるものと觀念ありしにあらざることも亦多く説くの要なく、温、光、越素は皆精微幽玄の物質にして其諸物質は同一の根元より出づと做せるものなり。余が晴軒の三元素説を説くに當りて、越素及び越歷なる兩語

の混同使用されたるより、越素は「エーテル」にして晴軒は「エーテル」と越歴とを混同したるにあらずやと考へたれども、是れ實は正當の見解にあらざりき。越歴と越素の區別は氣海觀瀾廣義に見たる所によれば電氣の作用と、其作用を起す所の電氣的物質とを云へるものなり。而して其越素は温素と同じく精微流動の質なり。故に晴軒は温、光、越素を以て同一根原より出づとせるのみならず、廣義に説く所の「エウレル」所説の「エーテル」も亦同一なりとせるものなるべし。晴軒が此説を爲すには、廣義の書中に其準備の存すること蓋し否むべからず。

氣海觀瀾及び廣義に云ふ所の温、光、越素は何れも精微流動の質なるに於て一致せり。温素と越素は共に萬物中に包含せられ、有無相通じて互に平均せんとすることも兩者相同じ。温素が線出するは、光素の線出と相比すべし。温、光、越素の間には斯の如き類似あるのみならず、更に一步を進めて考ふるときは、「越力ノ機法及ビ諸象ノ……未ダ詳明ナラザルコト光温ト相同ジ」きも。

燧鏡ヲ以テ光ヲ聚ムレバ。温ヲ起シ。越歴發動シテ光ヲ生ジ。温極マリ越歴増セバ光ヲ起シ。或ハ摩擦ニ因テ。光、温、越歴ヲ發スル等ノ象ヲ併セ考フレバ。光、温、越歴ハ互ニ交通シテ其致ヲ一ニスルコトヲ知ル(廣義十一卷)。

べきなり。其密接なる關係は廣義の作者も既に之を知悉せるなり。三者一元説を唱ふるは其間僅かに一步を隔つるのみ。此一步は即ち廣川晴軒によりて確實に想定さるることとなり。此れ僅かに一步なれども、晴軒の偉大なる哲學的頭腦に待ち始めて之を實現することを得たるなり。晴軒の大に稱揚せ

ざるべからざるは、實に此點に在り。眞に哲學思想に富めるの賜ものなりと謂はざるべからず。

廣川晴軒が光につきて光素説即ち「ニュートン」風の學説を奉じたりしか、將た振動説を採れるかは詳かならず。三元素略説には之につきて説く所なし。されど氣海觀瀾廣義には前者を採用すれども而も後者をも併せ説きたり。次の如く見ゆ。

光ノ本態ト原因ハ。尙未詳ナラズ。ニュートン氏ハ。光素ナル者アリ。光體ヨリ流出シ。不可信ノ速力ヲ以テ、諸方ニ散佈ス。其質精微輕脆ニシテ。重力ノ法ニ從ハズトイフ。此學派ヲ流出派ト名ヅク。エウレル氏ハ。覆載ノ中ニ。精微ノ氣アリ。其重秤スベカラズ。彈力甚強ク。十分明明ナリ。「エーテル」ト名ヅク。此物ハ百万ノ天球羅列スル處ニ在ルノミナラズ。地上ノ諸體ニ滲透シテ。其空隙ヲ填塞シ。光ノ爲ニ振動スルコト。猶ホ大氣響體ノ爲ニ振動スルガゴトシ。此動眼ニ感ジテ。以テ視機ヲ起ストイフ。此學派ヲ振動派ト名ヅク。晩年ニ至リ、此説ヲ守ル者最多ク。其本ヅク所ヲ窮メ。近年已ニ疑ヲ容レザルニ至レリ。此他或ハ温ノ作用ニ因ルトナシ。或ハ一異發光物アリトシ。諸説紛々トシテ。五十年前説ク所ノ者ニ比スルニ。更ニ詳明ヲ加フルニ至ラズ。方今所定ノ説未ダ善ヲ盡クサズト雖。頗其要領ヲ得タリ。曰ク、水素酸素相合シテ。光ノ動性ヲナシ。越歴コレガ媒トナリ。水素ハ酸素ヲ離レムト欲シ。酸素ハ却テコレト結合セムトスル際ニ方テ。光ヲ發スト(十四卷四、五丁)。

晴軒は光素説を採れると、波動説を取れるとに拘らず、之に基きて「エーテル」の存在を認め、温素及

び越素は此「エーテル」と其特質を一にすと爲し、因て其一元説を立つるに資したり。斯の如くにして晴軒の思想を以て廣義の説に接し、こゝに其新説の現はれ出でたるは、些の怪しむべきあるを見ざるなり。(完)

三元素略説の著述年代に就て

徳谷豊之助

廣川晴軒翁の甥にして現小千谷郵便局長廣川利兵衛君の前々代に當る人の書ける晴軒翁の「三元素略説」の版下には、「讀氣海觀瀾廣義」の七字を墨にて消し其傍に「三元素略説」と書き改められたり、これによりて觀るも晴軒翁のエネルギー相關説が安政三年(西歴一八五六年)川本幸民の著はせる「氣海觀瀾廣義」精研の結果なるを想ふべきなり、(大正六年二月十四日廣川利兵衛君の手に宛てられし書簡による)、全宇宙を一個の統一的全體と考ふるときは、其れに存在する所の勢用(エネルギー)の分量は不増なり不減なり、唯勢用の形式のみ變すとすものは所謂エネルギー不減論なり(同文館發行、哲學大辭書第四冊、紀平正美)、此エネルギー不減説は、獨逸人マイエル、英人ジュール等の實驗的に確証せし所、今これを我廣川晴軒の三元素略説著述の年代と比較する時は頗る興味あるを覺ゆ、

- (一) マイエル(西暦一八一四—一七八八) (文化十一年—明治十一年)
- (二) ジュール(西暦一八一八—一八八九) (文政元年—明治二十二年)

(三) 廣川晴軒(西暦一八〇三—一八八四) (享和三年—明治十七年)

(一) マイエルのエネルギー不減説發表は 西暦一八四二(天保十三年)

(二) ジュールのエネルギー不減説發表は 西暦一八四三(天保十四年)

(三) 廣川晴軒の三元素略説著述は 西暦一八六〇(萬延元年)

右によりて是れを觀るに、廣川晴軒のエネルギー不減論はマイエルの説に後るゝこと凡う十九年、ジュールの説に後るゝこと凡う十八年にして發表せられしものなれば、人或は彼の説の畢竟するに西人の糟粕を嘗むるものに非ること事なきや否やを疑ふもの是れなしと云ふべからず、然れども三上義夫氏の既に説明せられしが如く、西洋のエネルギー相關説は實驗的研究の結果にして、廣川晴軒のエネルギー相關説は寧ろ支那哲學に西洋思想を加味し主として思辨的に構成せられしものなりとすれば、如上の疑團の如きは自ら釋然として氷解するものあらんか、(哲學雜誌第三百四十四號、三上義夫述廣川晴軒の三元素説を參照すべし)。

三上義夫氏書簡

拜啓御懇書頂戴難有拜讀仕候、未だ拜眉の榮を得ず候へ供益々御清康奉賀上候、拙著哲學雜誌所載論文御主宰の魚沼文庫に於て御反刻御配布相成度旨御申聞被成下委細承知仕候、研究不充分にて御耻かしき次第に候へ供御役に立ち候はゞ如何様にも被成下度候、

御地には廣川晴軒先生の如き偉人を出だし又和算家佐藤雪山先生の郷國として常に敬意を表し居り候
一昨年は學士院より和算史料調査の爲め出張仕候事有之候尙和算家並びに關係の事項につきては及ぶ
限り資料を集め調査の歩を進め度心願に有之候間、御心當り候事も候はゞ御報願上度候、貴文庫に於て
も御地方の過去現在の研究資料蒐集を目的と致され候趣至極同感に存候、何卒充分に御發展有之候事を
深く相望み申候、先は右御回答のみ得貴意候 草々

二月十五日

徳 谷 様 侍 史

三 上 義 夫

山本比呂伎翁詠章の中に

春 の 部

新 年 川

新年をみほくけよさへ休みなく流るゝ水を神かけて汲む

春 晴

舞鶴の羽越しに富士の雪はれて日かけのとけき春風り吹く

看 梅 有 感

物はみな惟神かも世の中をまつ咲く梅にたくひてう見る

櫻

鈿女おけあな面白ともろ神のはく恵む色に咲くさくらかも

社 頭 藤

紫の注連のよろしも川合の神さふる杉にかこふ藤波

社 頭 晚 春

赤根さし神倉山にみい豆たちいめの社の花のあけほの

晚 春

山鳩の雨呼ぶ聲も聞ゆつゝ霞に暮るゝ遠方の村里

暮 春 山

風かぞる花のふとぎの跡とへば青峯かたけに歸るしら雲

春 宵

ほからく月と花との中空に友よひかはし歸る雁金

折にふれて

さろはぬになひく柳のかけ見れば人の心に春風やふく

梅

かくはかり匂も高き梅の花いかに見ゆとや神の植けむ

今もかも昔のまゝのかけ橋に霞にわたるうくひすの聲

春 駒

うらくとかすむ繩手の若草につなかぬ駒も放れさりけり

春 雨

折かすみうれともわかすふる雨に木の芽も春のめみしこそしれ

社 頭 卯 花

卯の花の咲き初めしよりいなめのはやも明けゆく伊米の神垣

梅

足引の山路の梅やささぬらむ谷間くらくひすのなく

全

梅の花香ころ心にしみつらめ夢にわけ入る月ヶ瀬の里

蕨

うらくと春日にもゆる早蕨を折りとる人もあらぬ御代かな

夏 の 部

蓮 池 月

風わたる池の蓮の露ちりて玉ゆらくなり夕月のかげ

竹

雪にふし風に靡けとなま竹は世のうき節に撓まさりけり

寄竹親子の道

親の根に涼しき露をあきしくはその若竹のかけにはありける

風 竹

風吹けばぬなともよらの音すなり枝さしかはす御園生の竹

若竹

さくぬたに涼しきものをさよふけて月の宿れる露の若竹

全

打からむ垣生の竹のしけりあひて世のちりへたつ風の涼しさ

秋の部

氷川秋晴

村雲のたち見わなくて山川の風に音つれ晴れにし秋を

待月

駒かたけ横さる雲を鞍にしきいまや昇るか月弓男

月

天津日の光りつきく今もかも神代へたてぬもちの夜の月

名所紅葉

いくろたひ霜や重ねん三輪の山御うらに高く匂ふ紅葉

旅雁連雲

暮てなほ宿かわかねと一連にくもにとわたる木曾のかけはし

田家秋興

鎌のかけ早もかさすか夕月のほのめく田面雁啼わたる

水上菊

水の上に浮へるさくは萬代に香を敷島の花とこそみり

紅葉

異國にたくひあらしの山紅葉如何なる霜のおけはなるらむ

菊

後るゝもほくらぬ色に咲き匂ふさくは御國の花にうりけてる

冬の部

流水浸雲根

みよし野の青峰かたけに立雲は流るゝ水のしくれなりけり

丁酉歳暮(七十二)

古しへに稀なるとしの神の幸ち御典見る眼もかすまさりけり

雪中竹

諸草はなへて下ふす雪の中におきかへるふしを竹にこらみめ

全

村雀ねくらに迷ふ聲すなり竹も下ふす雪の夕へは

雪 中 松

降る雪をかむりとなして老松のころ高くも春や待つらむ

落 葉

花ならばあとに若葉もあるへきをあらし残して散る紅葉かな

庭 の 雪

破れかきの隔もわかすふる雪に拂はぬ庭も塵なかりけり

歳 暮

怠りを顧みすれば今更に暮れゆく年の惜まれりする

全

去歳の今日思ひかこちて誓ひしに今年もけふとなけきぬるかな

雑 部

松 島 に て

松島や燈も叶ひぬいまはとて月にうかへる海士の船うた

田 家 烟

遠方こちの里は賑きはふ夕烟に御代の恵の深きをうしる

湖 上 松

伊吹降し志賀の浦波立ちさわざ矢走勢にいそぐ海士の釣舟

倫理の歌の中

天津日の恵をしらは皇御孫に盡せ益人惟神の道

全

まめやかに祖のころを繼ぐ人はよろの見るめも嬉しかりけり

全

祖々のころを繼したのしさにまされるものはなき世なりけり

日本魂考てふ文のとしめに

瓊矛の道は一すしうらやすく往來ふ人の省みなくて

彌彦の御社に詣て

神さふるいや彦の森は常にかもきくなれぬ鳥の人馴れて啼く

彌 彦 山

三越路をまろてに負て西伯利野の風を背にきる御剣の山

全

國中に眞秀彌高彌彦の山をし見れば朝いめたちいつ

富 士 山

雲霧をこころにわけてとり見ようらおもてなき富士の神山

全

この花の咲くや千年に降り積みて神代なからの富士の白雪

全

天地と共にふりにし富士の峰の雪や神代の色を積むらむ

雨 中 別

歸る馬の聲もしぬりて雨寒むし花や後れむ越のむらさと

湯 殿 山

巖秀もる湯殿か御嶽のいふきより御代うらやすの春や立つらん

戯れて人に答ける

老ぬれと鷲を射とりて征矢にはき龍に跨かり獅子も狩らなむ

狭長田神の著書のとしめに

千代経ともかはらぬ露のたのみある伊勢の五十鈴の狭長田の秋

古稀の年の暮に

かしらのみ變りもゆくかしら雪の年も越路により積りつゝ

寄 海 祝

掉かちをはさすみつけと海原を四方にめくらす日の大本の國

鶏

磐屋戸の神の調への御神樂に聲あはしてそ名には立ちけむ

洋學に心酔しける人に

あしかにの横はふ文字をすく面に澁柿ひとつ打つけて見む

旭日阪の眺望

駒か嶽月よみ男立とる雲を手綱に雪を御鞍に

七十七の年に

喜しきは病むこともなく世の中を神にまかする身ころ安すけれ

全

七十路に七つ重ねて年波の立ちころやすれ和歌の浦風

折にふれて

尿つゝ道を穢してゆく牛のしりへ鞭打つ人もあらぬか

佐藤醒庵君の三周忌に

思ひきやはやみめぐりとなりぬるか君と語らふ夢醒ぬまに

戯に日本魂原稿の果ぬるあした自書に

大空に今嘯ふくと松の畫のいつたつ筆や雲を巻くらむ

少女歌かるた遊に

習ふよりなるとは早し少女子かかへすかるたの敷や幾ひら

松 上 鶴

田子の浦にみそきし鶴や松の上を朝日待つまの宿となすらむ

全

常磐なる松を千年の宿としてこころたかくも鶴や住むらむ

杜

鶉

みちのくの末の松山すゑかけて初音高くも啼くほととぎす

征清戦死者建碑祭

諸人のこころにきさむ石碑はくちせぬいさをあれはなりけり

神典國造の祭を讀みて

御心を瓊矛に籠めて造らし日本しまねはくにの祖國

延喜式内川合神社建碑石櫻みかけなりければ

香にたかき櫻みかけの堅石によろつ代こめて彫はむものを

祖先の百年祭に

百年のむかしの春や白梅のおなしかをりの花のやとかな

亡男の七回忌に庭前彼手植の梅咲きければ

手うゑせし一本梅のさきにけり今日や歸ると君待ちかねつ

鏡

柳葉にかくるかきみ千早振神のみいつのうつるかしこき

征露戦役折にふれて

前といはし山も抜きとりバイカルコ船はなくとも徒歩わたりせよ

八十年の歌の中

年のみは八十の衛に老立も道しるへせむすへしらなくに

伊米社の石碑に

高倉下神の伊米路のみつるきは石と凝り立つ御代の例しに

晴 天 鶴

豊かなる國の姿を大空の羽風にあけてありふたつかな

男善次郎の従軍を送りて

手にほつゝ腰に焼太刀千早振神の戦さをあゝら推せく

寄櫻 日本魂

足引のおのかまとなる山櫻いろかへもせて風そしくかも
大日本魂考著書のとしめて

つらなれるみすふる玉の御光をうけて生れし日本益良夫

遙拜式

榊葉にかけし鏡は魂幸ふ神代の道や照らすなるらむ

孟母斷機の圖に

斷機のこころの綾は世の中の人の教の錦ならまし

日本海々戦の祈りに

神の守る海路を仇や白波の寄せてつくしの名をたかめつゝ

旭日

かきろひのかけさみいかに天地も一つ赤根の色と明けゆく

詠史

小松内府

我家のたる木どならて内日さす小松は瑞の大宮柱

楠公

世を海のかちとるものは君をあきて誰とかはせん天の磐舟

全

あめかさす笠置の山に大君の御夢うらあふ楠か一本

名和公

逸早に船上山に引繩を神も手なうちらからうへけむ

兒島公

唐歌を日本櫻に匂はせて人のこころを春になしけむ

西郷隆盛

大君の御ためおもへば梓弓引きはかへさしあたと呼ぶとも

北島公

刈薦の亂れ果たる世の中にふみあらはせしみちのちくより

輝虎公米山年機

吹き降す風の手かはる伊禰山の虎のいひきとしはし聞く間に

新羅三郎足柄山傳室の圖に

足柄や高峯の雲も行き惱むいはねにむせふ松風の音

神南誠敬翁事蹟考

小林長五郎編

翁姓は神南名は光雄又應孝後ち興應(よしまさ)と改む通稱を佐兵衛といひ誠敬と號し或は敬中と稱す翁の郷貫は今明確なる記録なしと雖も世の傳ふる所に依れば古志郡中野侯の産にして嘗て郷人某の爲めに訴狀を書き偶々代官の忌諱に觸れ處拂となり親戚長岡神田、瀬下某に寄寓せしも久しく留まる事を得ず更に瀬下氏の紹介により小千谷に來り齋藤源六氏に寄りて以て小千谷の人となれりといふ今猶ほ子孫連綿として絶わす口碑に曰く嘗て支那より我朝に屏風を献せし事あり而して其書中頗る難解の箇所あり依て普く士を天下に募りて之が講讀をなさしむ翁是を聞き即ち之に應じ天顔に咫尺し奉りて之を誦讀する事流るゝが如かりしと果して然るや今知るに由なし誠敬神社神躰(翁を中央より兩分せるもの)の包紙に曰く

此翁の儀は天明三年六月都へ登り候て禁裏様御所へ參向仕御見ひ仰出され候節御裝束並翁不殘頂戴致候外に大臣百官百士様方より數十紙御染筆御神號或は詩歌數紙給はり□□國へ歸りての日首途の祝ひ土産とてよろこびけり尤も其節京都吉田殿へ學頭に相成候故此時無據右の翁を二ッ割に仕り右半分は吉田殿に置候今此半分は末代の重寶として神南誠敬大明神(天明八年六月五日行年六十五歳にて死去)に相傳り並に御眞筆の神像は此宮中へ張付奉納候者也

右此譯は誠敬翁の系圖書□□に古書にも委しく見聞せり事今是に書記す徳永去民此度改め記す

注意 以後は關係文書を引きたる時は後日の研究に資する爲め成可全文を擧ぐ

とあり此の記事の昇殿を許されたるを屏風云々に文字にて附帶して誤傳せるにはあらざるか而して翁の京都登りを天明三年六月と記すれども山田以文の送神南翁還北越序に曰く

越神南翁性木彊恭儉以道爲任非世之滔々之徒而翁初信佛理從某僧受佛說尊信不倦且旁詠和歌世人稱其美矣而至中年知佛理之非悉捨其所學而潛心於我神道於是負笈來京都從張先生讀神典拳々服膺今也研究功成將歸鄉先生有東矣之歎嘗翁之言曰我越知神道者鮮矣於是發憤而不遠千里從先生欲精覈其說廣吾道精義耳夫如翁者非求譽者又非自爲者誠以爲天下後世立教爲己任焉嗚呼以翁之學教越土之民則千載之美可坐而致也以文所以望君之者是耳將別爲序翁之行事之大畧贈之而其如神道之說則賀伯麟述之云

天明(附記三年に當る)癸卯歲孟夏

田以文輔卿拜撰 □ □

表 裝 表 書

大納言様の御内田以文輔卿御書天明癸卯孟夏神南翁皇都へ參□時見□□(今此の原本徳永氏所藏)

とあるに徴すれば僅々一二月の留學を以て斯る語を爲すべきにあらずや況や天明三年五月八日附の翁の師松岡渾成の口授の筆記あるを思へば其の京都上りは天明三年六月にあらざる事を知らん然らば翁の京都留學は何時なりしか北魚沼郡志に依れば

前略遺書十數種あれども皆吉田家の學頭松岡雄淵(渾成翁と號す)の口授する所を筆記したるものにし

て自家の著書にあらず云々皆明和元年より天明六年迄二十三年間の筆記に係れり
 とありこは二十三年間絶えず京都に在りて筆記を繼續したる意味にはあらざるべく即ち神南翁自筆奥の
 秋風なる紀行文に依れば明和九年秋七月會津若松へ「あがたの長なる人にともなはれ云々」とあり公用を
 以て旅行せる由を記せるを見れば當時は正しく小千谷にありし事明かにして尙ほ立證すべき史料に乏し
 からず今茲に略す

されば翁は京都へは數回に遊學せられたりと考ふる方穩當なるべし而して天明三年は誠敬翁の六十才の
 時なり京都の友人知既等は翁の再び來る事能はざるべきを思ひ即ち山田以文の如き深く其袂別を惜み爲
 めに彼の文を草したるものなるべし

而して誠敬翁は當時非常の決心を以て京都に出てられあらゆる困難と闘はれたる事は當時の書簡に依り
 て想像せらる

長岡長井源藏と申仁歸國致候由大付屋又兵衛殿より昨日爲御知被下候に付一筆啓上仕候盛寒に相成候
 へども御貴館増御勇健に被遊御座珍重至極に奉存候次此表下拙無事に相勤罷在申候乍慮外易被思召可
 被下置候

一月廻に向何方も口引方相始り候義御座候當暮之御差繰如何とも是のみ案事暮し候得共百里餘之所可
 承様も無之國に罷在候而御相談相手にも可成候處無其儀別而御案事申候

惣而世の中はさかりとおどろへと有事定りたる義に御座候間何様の義有之候とも少もおどろく道理は

無之候ることをよく落し付而か男のたましむに御座候間はつきりと御心持奉願候人の大事は生死より上
 無之候命さへ有はるれが千金にも増りたる事に御座候私などは此度は命をすて物に致し上京仕かくも
 んに命をかゆる心掛に候處先今日迄ために御座候は諸神先祖のめぐみと奉存候而難有奉存候何分春中
 の歸國をいりぞ申候此度急に承候便り故早々申上候乍慮外御母上殿御内上殿宜奉願上候御序之節五左
 工門様へも可然奉願候早々恐惶謹言

十二月十八日認

神南佐兵衛

平澤市兵衛様

誠敬翁は天明三年夏小千谷へ歸りて後六年天明八年六月五日を以て歿せる時歳六十五然れども正專寺過
 去帳に依れば左の如し

徳宗誠敬學士(六月五日)神南佐兵衛(隱居誠敬事)年六十三右存生の砌寶譽(正專寺住職の名)へ遺言葬
 式寺法の通り事済み葬り場所は下町山王の上に持畑一ヶ所有之其所へ葬り弟子共打寄り神道取行へ度
 願是は一代吉田へ出て神道孝心に付其義不成後例様一札取置も用捨す

石塔の名神南誠敬眞應靈葬式於本堂如常例迎僧寶珠庵小僧兩人遣す

即ち六十三歳とあれども前掲誠敬神社御神体包紙にも行年六十五歳とあり郡志にも然記せるのみならず
 更に翁は享保九年五月五日に誕生せりとあるを見れば郡志編纂當時には明確なる記録の存したるや必せ
 り故に今六十五歳説に従ふ

而して翁の歿するや法に従ひ一度正専寺へ遺骸を持ち來り形の如く佛式を以て葬儀を行ひ後ち門人等によりて神葬せられたる事正専寺過去帳の記事に依りて明かなり

今天竺に存する翁の墓碑には「誠敬翁之墓」と記せり其の傍に小さき石の神祠ありて翁の神靈を祀る而して郷黨に翁の學徳を慕ひ次第に崇敬する者多く遂に山本比呂伎翁の如きは其神祠に近き持畑十六坪を寄附し別に私財を以て神殿を造營し其祭祀を盛大にせらる。今の神南社はなり扁額に神奈備社と記されたるは深き意の存する所あらんか

後明治十年十一月翁の後裔神南佐兵衛外三名連署して新潟縣に對し神祠御据置願なるものを提出し翌十一年四月十八日附を以て

新潟縣令永山盛輝代理 新潟縣大書記官 河内直方 □

の名を以て「書面の趣聞屆候事」なる許可書を得たり

神南翁の閱歴は郡志に示せる如く誠に證明すべきものなしと雖も前掲山田以文の説によれば

翁初信佛理從某僧受佛說尊信不倦

某僧とは誰なるか又其佛説を學びて僧侶を職とせられざりしか共に今知るに由なし而して後ち翻然悟る所ありて京師に出て吉田家につきて神道を學びたる事亦山田以文の記する所なり即ち

至中年和佛理之非悉捨其所學而潛心於我神道於是負笈來京都從張先生讀神典學々服膺

山田以文は京都の國學者にて吉田家の侍士なり天明三年には二十五才にて誠敬翁は彼より多きこと三十

五才の先輩なれども共に吉田家にありて其の學頭松岡渾成に學びたるものなるべく而して誠敬翁の筆記になれる翁の大事の奥書に依れば尾張雄淵とあり雄淵は渾成の名にして尾張の人なるが故に其の國名を記して氏に代へたるものなるべく以文の所謂張先生といふは同筆法にて渾成を指せるにはあらざるか兎に角誠敬翁の神道學習の師は其筆記に依りて松岡渾成なること疑ふべからず

而して誠敬翁の神道流派を研究せんと欲せば松岡渾成の傳を窺ふを最も輕捷とす
松岡渾成は初め儒學を若林強齋に受け玉木葦齋に從ひて神道を學び神道學則を著して葦齋の怒に觸れ遂に其門を絶たる後ち吉田家の侍讀となるに及び臺閣公卿の學を請ふもの頗る多かりしと之を以て見れば誠敬翁の殿上人に交を結べる事も亦推知するに難からず而して玉木葦齋は神學を山崎闇齋に學ぶ故に葦齋は垂加流の神道を松岡渾成に傳へ渾成又之を誠敬翁に傳へたり
抑神道は上古に惟神之道より眞言佛敎の兩部神道となり更に卜部兼俱によりて唯一神道即ち吉田流の神道となり再轉して儒敎を加味したる垂加流の神道となれり
而して松岡渾成は垂加流の神道を如何なる程度まで増減したりしが今吾人の知る所にあらずと雖も吉田家に仕へたるを見れば唯一神道とは甚しき軒輊あるものにあらざりしや知るべきのみ
而して誠敬翁は松岡渾成の門下にありて最も頭角を顯したる四人中の一人たる事は左の書簡によりて知らる

一筆啓上仕候寒氣之節に向候得共御家門御捕御勇健可被遊御座恐悅奉存候次此地下拙義無事に勤學罷

在候先達而小倉氏歸國の節書狀差上候處相届可申奉存候其節申上候通神道段々傳授當月に入候而一流の許可相濟候上に御許狀迄被下候此方御門人の五十五ヶ國に有之大勢の中に而許狀迄相濟候者三人私共に四人に御座候由左候得ば多年の願望成就仕候與申ものひとへに貴公様御助成の御かげ故と恭奉存候相傳の分は來春迄に無殘所相仕廻候義に御座候然れば許狀四人の内一人に相成候而何方へ參候而も差支る事なく打はれたる事に御座候

乍慮外御悅可被下置候來春歸國の上緩々申上度奉存候右許可許狀相受候被檢京都門人中十人計相招さつとしか振舞に而相濟し申候學もんも金次第にてこまり入申候乍慮外御母上様御内上殿宜奉願上候一先書に相願上候金子の義爲御登不被下候而は歸國路金の當て無之相待罷在候爲御登被下次第に此元出立歸國仕度心掛罷在候何分奉願上候萬事筆に難盡候恐惶謹言

十一月十四日

神南佐兵衛

平澤市兵衛様

更に其の記する所に依れば來春迄には相傳の分も悉く傳授し吉田流に於ける天下第一の人となるべき豫定なる事を申送れるを見れば其の目的をも達したる事推知すべきなり

而して松岡渾成は神南翁の歸國の後僅々六ヶ月即ち天明三年十一月を以て歿したれば渾成翁の精神は全く京地より我小千谷へ移りたりといふべきなり只此地僻陬にして翁の名多く世に知られざるは深く遺憾とする所なり

今翁の手記になれる神道に関する書目を擧ぐれば左の如し

新禱辨一冊中臣祝題號秘説一冊生死秘訣一冊神代卷譜傳四冊神祇道口傳集一冊神代紀精一冊神代卷精三冊神代講義四冊翁の大事並唯授一人傳一冊十種神寶傳一冊神籬勢境並外論一冊神人生死の傳一冊等にして未發見のもの猶ほ多きが如し

而して其の和歌に至りては京都遊學前に於て既に秀てたるものありし事は山田以文の言ふ所なり然らば此の地にありて何人につきて和歌を學びたりしか翁の平澤佐次左工門利喬の死を弔ひたる歌に

平澤利喬の主は大和歌をこのみ給ひてうのかみ飛鳥井通朝卿の教をうけ此の道の正風を得たまひとしころの詠歌に秀逸いと多かりきよはひ八ろちにあまりてなん身まかり給ひける予もいとむつまじかりければ今はのわかれせちになしくおほわ侍りて一首のやまどうたをよみてなきたまにさよけ侍りぬ
神南應孝

今よりは誰にとはまし君まさてふみたるてふしきしまの道

追善

西に行くものとしきけはこれやこのららにむかひの雲のはたころ

君まさて今より誰にとはましといへるを見れば指導を受けたる様なれども其はしがきによれば予もいと睦まじければとあれは友人の意にして又詠歌に秀逸いと多かりきといへるに至りては批評的の立場にある事何人も首肯し得る所にして師弟の關係全然なきものたるべしされば今全く之を知るに由なし

翁の京都遊學中に於て神道研究と共に國文學を研鑽せる事は言をまだす今翁の筆記になれるものとして
は和歌筒守(神道書とも見らる)伊勢物語源氏物語の秘訣假名遣秘書等あり又著作になれるものは東西相
摸の品定奥の秋風袖の時雨俳諧難波のあし有明橋の記等現在す若一度之を繕かば其の行文の流麗溫雅に
して蘊蓄の深き世の滔々たる文士のよく企て及ぶ所にあらず只惜むらくは其の多く世に傳らざるを而し
て翁は又測量術に特技を有し明和七年小千谷村地方分間繪圖を描きたり今西脇修太郎氏の傳ふる所誠に
其の一にして當時小千谷村が斯る村地圖を有したるは大に名譽とする所にして又翁の功績を後世に談す
るものといふべく翁は我小千谷にありて平澤家と深き關係ありし事は前に擧げたる平澤市兵衛氏に宛た
る文書にても知る事を得べく又全家七代の主平澤最門氏の死を痛みたる弔歌に

平澤最門の主は(附記す明和八年なり)むづき九日の日になんみまかり給ふ年頃したしく

あほし給ひて夜ひるなれむつび侍り親の如くにあはれみ給へば子の様になんしたひ侍り

ける其上世にいまそかりける時にみちのおくにまうで武藏の國に遊び給ふ年ごとに暫く

もかたわらをはなち給はざりけり

かよりければ自のなげきことびとよりいとまさりたるしかあれど亡き人も伴ひ行き給ふ

事能はず又具していに難くなんありければあしすりをしこゑを上げてなく

神南應孝

はるかすみ立ちわかれにし人はけふかへらぬたひに行くうかなしき

なかむればかたみの煙うれだにも消れて残らぬあたしの空

發句

かの岸へちり行く梅のなごりかな

上尊靈前

之を以て見れば神南翁が如何に平澤家と親しかりしか知るべきなり今の市兵衛氏の云ふ所に依れば神南
翁の留學には少からず我家より援助したる由聞き傳へ居れりと屢談せらるゝ所にして前に掲げたる翁の
同家へ宛てたる書柬にても知らる又翁の眞蹟にして小千谷村に關する人別書上帳村明細書上帳等の現存
するを見れば庄屋所の文筆に任したる事も明かにして時には公務の爲め會津若松へ庄屋と共に旅行せる
事等もありしが如し而して前に記したる照專寺過去帳の記事に依れば少からざる門弟子のありし事も想
像せられ更に左の事實の如きは注目に價するものにはあらざるか

余嘗て伊藤喜七氏所藏の顔眞卿の多寶塔の帖を見る其の奥書左の如し

丁酉冬 日

大樂山權現堂
神南翁の集
謹書

右の大樂山とは今の蕪生村法榮寺の山號にして宇治三寶院の末寺なり即ち維新前兩部神道に屬する山伏の寺なり

神南隼勝とは何人なるか神南氏を稱するものは殆ど此の地方には誠敬翁の系統の外聞かざる所なり而して隼勝と名を負ひたるものは魚沼神社家歴代中五十嵐大炊隼勝なる人あれども勿論氏の異なるに依りて紛ふべき所なし

而して誠敬翁の子孫中斯る帖を書くが如き人物のありし事を聞かず殊に丁酉の年を翁の一代中之之を求むる時は實に安永六年の干支に相當し翁の五十四歳の時なり

尙は翁の時代に於て隼勝と稱せるは嘗て小林清六氏所藏なりし小さき折本の古き歌集あり其作者名に利喬あり隼勝あり即ち利喬は神南翁の弔歌にて明なり然らば此の折本の隼勝は神南にはあらざるか若是等の所説を是なりとせば神南翁は兩部神道に屬する大樂山權現堂の社司になりたりし事を認めざるべからず今茲に記して更に後證を待つ

附記

五十嵐大炊隼勝大人は元文三年に神職を讓れり此の事を以て死歿せりとせば其年は神南翁は十五歳にして利喬翁(假りに八十歳にて死去せりと見て)は四十五六の時に當れば大炊隼勝大人と利喬翁とは歌友達なりしやも知るべからず今小林氏の折本を神南翁の親筆に照合する事を得ざると共に翁の楷書の眞蹟の傳はらざるは深く遺憾とする所なり

是を要するに翁は當時我小千谷に於て一切の文事に關係せりとといふべく隨て一般に推重せられし事亦疑ふを要せず且つ此の時代に於て斯る學者を有したりしは吾人の深く名譽とする所なり

余茲に攔筆するに當り史料に徴すべきものなきの故を以て或は推定し或は憶斷して以て終始せざるを得ざるは甚だ遺憾とする所にして他日大に訂正を要するもの多かるべき事を信ず

大正六年三月七日稿成る

小千谷町誌古文書目録

緒言

我國維新以來盛に歐米の科學を輸入せりと雖ども又常に國史の研究に力を注ぎ大に我國風の尊重すべきを鼓吹し以て國民性の陶冶に勉めたり偶々日清日露の二大戦役に當り彼の如き大敵に對峙し常に我軍の勝利を博するを見るに及び我光輝ある國史の深く國民を訓化し其の鼓舞激勵するに力ありし事愈々明白に一般の認むる所となれり

茲に於て國史を闡明して國民精神の基礎を培養せんとするの傾向益盛なると共に温古の風尙一時に勃興し社會各般の事物に對し沿革を研究するの風愈盛なり

而して吾人亦其の思潮に觸れ近時同志と相謀り温古會なるものを組織し小千谷町誌研究に従事するに際し町内舊家並に尙古家に請ひ所藏古文書の借覽を求めたるに幸諸彦の容るゝ所となり其の集むる所積んで數百種に及び茲に於て研究の第一着手として其の目録を編纂し之を印刷に附し以て會員に頒たんと欲するも微力其の意を果す能はず偶々徳谷校長之を聞き其の小千谷中學に於て企畫しつゝある魚沼郡誌編纂事業に關係を有するを以て該業に對し寄附せられたる篤志家の資金の一部を以て之を印刷に附せん事を勧誘せらる即ち勇躍之に應じ茲に本書を上梓するに至れり編纂の趣意及び印刷の次第如件

大正六年三月

小千谷尋常小學校内温古會事務所に於て

小林長五郎 識

四〇、温古會保管古文書總目録

- | | | | |
|----------------------|----|--------|---|
| 一、保管金御下賜願書 | 一綴 | 五智院所藏 | に關係深き事項をのみ筆寫したるものなるべく内容は漢文にて會津蘆名氏に關する古文書を集め主として廣瀬谷方面の史實に關係深きものなるが如し |
| 二、秀吉朱印石田治部宛書狀 | 一通 | 全 | |
| 三、天和三年田畑帳寫 | 一冊 | 全 | 上 |
| 四、五智院御朱印寫 | 一通 | 全 | 上 |
| 五、全文年代記 | 一通 | 全 | 上 |
| 六、慶長十四年五智院檢地帳 | 一冊 | 全 | 上 |
| 七、寶曆六年新田檢地帳寫 | 一冊 | 全 | 上 |
| 八、魚沼三郡誌徵考書 | 三冊 | 北魚沼郡所藏 | 右八書は關矢郡長時代三魚沼郡誌編輯會なるものを組織し非常なる努力を以て蒐集せられたるものにて各町村誌編纂には極めて重要な參考書也 |
| 九、北越雜記抄錄 | 一冊 | 全 | 上 |
| 一〇、縮布沿革調書 | 一冊 | 全 | 上 |
| 一一、會津舊事記雜考 | 七冊 | 全 | 上 |
| 一二、小千谷町會誌 | 一綴 | 全 | 上 |
| 一三、小千谷町會議員當選通知書寫 | 一綴 | 全 | 上 |
| 一四、小千谷町小區會議案 | 一冊 | 全 | 上 |
| 一五、小千谷町會議事規則外七ヶ事項綴込書 | 一綴 | 全 | 上 |
| 一六、町村成立方位幅員 | 一綴 | 全 | 上 |
| 一七、越後縮布之來歴並に出產地 | 一綴 | 全 | 上 |
| 一八、小千谷村社登記安部井聚撰文及書 | 一綴 | 全 | 上 |
| 一九、小千谷町會誌 | 一綴 | 全 | 上 |
| 二〇、小千谷町會議員當選通知書寫 | 一綴 | 全 | 上 |
| 二一、小千谷町小區會議案 | 一冊 | 全 | 上 |
| 二二、小千谷町會議事規則外七ヶ事項綴込書 | 一綴 | 全 | 上 |
| 二三、小千谷町會各員より建議案 | 一綴 | 全 | 上 |

- 二四、小千谷町沿革 一綴 全 上
- 二五、獨覽開書 一冊 岡元又五郎氏所藏
- 二六、小千谷村大庄屋秘事拔書 一冊 山本善次郎氏所藏

右は徳川時代魚沼郡政の一般を窺ふに極めて便利なるものにて又小千谷町誌編纂には重要な参考書なり

- 二七、御役儀御感狀寫 一冊 全 上
- 二八、御國糶買替並に小入用帳 十五綴 全 上
- 二九、御國糶並に地下貯糶扣 十二綴 全 上
- 三〇、長岡御用留 一冊 全 上
- 三一、文化八年社蒼典利金調達願書扣一通 全 上
- 三二、御調達金一件諸書 一冊 全 上
- 三三、天保十三年大橋御普請諸書物一袋 全 上
- 三四、享和三年御用方日記 一冊 全 上
- 三五、文化四年御用留書帳 一冊 全 上
- 三六、文政年度御用留日記 十四冊 全 上
- 三七、天保年度御用留日記 十七冊 全 上
- 三八、天保九年御用留 一冊 全 上
- 三九、弘化嘉永年度御用留日記 三冊 全 上
- 四〇、安政年度御用留日記 三冊 全 上

- 四一、野口大人祭祀料募集帳之序一通 全 上
 - 前記三十四より四十に至る七種の御用留及全日記は當時民政の委曲を知るに餘蘊なく又小千谷に於ける日々の出来事等目前に見るが如く詳細を盡して記されたるものなれば極めて重要な史料なり
 - 四二、諸公用記録 一冊 西脇清三郎氏所藏
 - 四三、文化五年御觸留 一冊 全 上
 - 四四、文化六年御用控 一冊 全 上
 - 四五、明和六年より御用留 一冊 全 上
 - 四六、嘉永三年まで御用留 一冊 全 上
 - 四六、寛政六年御用留 一冊 全 上
- 右諸公用記録以下四種は山本家御用留と相並びて貴重なる史料にて而も其年代の欠を補ふに於て兩者離るべからざる参考文書たり
- 四七、御國糶御用留 一冊 全 上
 - 四八、神南翁親筆歌道筒守 一冊 清水熊吉氏所藏
 - 四九、全雜記及往復文書 一摺 神南神社所藏
 - 五〇、小千谷町古事雜記 十一冊 齋藤恒藏氏所藏
- 右は西脇家諸公用記録等より抄録せるものゝ多きが如し
- 五一、小千谷村延享二年宗門帳 一冊 富田源治氏所藏

五二、小千谷村假名風土記書上帳 一冊

五三、往古日記 一冊

五四、越後名寄 二冊 西脇修太郎氏所藏

右は今稀に見るの書にして本郡に關する部分亦少からず

五五、小千谷町誌關係文書 一包 全 上

五六、小千谷町沿革史 五綴 平澤勘吉氏所藏

右は平澤氏嘗て町誌編纂に志したる際各方面に涉り諸記録を整理し筆寫せられたるものなり

五七、船岡僧正遺物目錄 一通 石山快秀氏所藏

五八、天保年度御修目之外別 一冊 野口修次氏所藏

五九、段被仰固候御ケ條之寫 一冊 野口修次氏所藏

六〇、御國糶並地下貯糶御藏証文扣 全 上

六一、圍米取調帳入袋 一ヶ全 上

六二、窮民救助及安米賣渡扣 十九綴 全 上

六三、寺方社家御尋に付書上帳寫 一冊 小林長五郎氏所藏

六四、佐藤雪山事蹟調査書 一綴 全 上

六五、廣川魯事蹟調査書 一綴 全 上

六六、新編會津風土記(越後之部) 二冊 小千谷尋常小學校所藏

六六、北魚沼郡誌 二冊 全 上

六七、中魚沼郡風土記 一冊

六八、流芳遺韻 一冊

古文書内容目錄

- 一本目錄に擧ぐる所は小千谷町誌に關係するものゝみに止め他は大概之を略せり
- 一古文書題目の頭の數字は総目錄の順番による
- 一八魚沼三郡誌徵考書 一
- 一小千谷町之記(獨覽開書の抜書なれば内容を擧げず)
- 一小千谷町徳右工門氏古文書寫
- 一天正十二年東家に宛たる感狀 一通
- 一元和三年小千谷新町家敷割 一通
- 一文祿二年政所免設定狀 一通
- 一寛永十六年堀家吊狀返禮書狀 一通
- 一寛永十六年堀家生面見立新出檢地入書 一通
- 一正保四年書上狀 一通
- 一天保二年小千谷村中町東二家名請檢地控
- 一魚沼郡大肝煎一同上物目錄扣
- 一高田樹調査に關する往復文書

- 一 圓初に關する文書寫
- 一 明治十七年書上小千谷町沿革
- 一 岡登次郎兵衛君の事蹟
- 一 齋藤九一郎氏入澤廣重に報告せる七品運上縮布米穀に關する文書
- 一 延喜式雜抄及商布考(全部縮布に關するもの)
- 一 慶安五年小千谷組各村高帳(當時御役家四十七軒)
- 一 全年魚沼郡各組白布端數帳
- 一 全年魚沼郡組々里漆御運上御取立帳控
- 一 全年小千谷橋場より榎峠迄道普請割帳寫
- 一 全年元御鷹餌犬七疋の代銀割
- 一 全年三年所々川船長岡迄下米運賃相定之覺
- 一 全年四年船極印指上ケ證文ノ寫
- 一 全年五年魚沼郡中川境證文寫
- 一 全年六年魚沼郡御米御下御用船々頭水主取縮請書
- 一 全年六年武士商人荷駄賃之覺
- 一 全年六年魚沼郡御城米小千谷村より柏崎出願書
- 一 全年七年鳥類江戸輸出改めの事
- 一 承應三年薺、疊、山竹、よし、かや、なは、わら、値段人足を標準としたる覺書
- 一 全年小千谷川端御番所一年間入用覺
- 一 明曆二年船役及船手形の事
- 一 全年下り船小千谷村於御番所に可相改覺
- 一 全年駄賃銀余荷銀出方免除願書
- 一 全年小栗田原鶴とり解禁につき小栗五郎左工門書狀
- 一 明曆三年小千谷小出間船運賃に關する願書
- 八魚沼郡誌徵考書 二
- 一 元祿八年中林新田江堰普請人足課出書
- 一 元和三年大工鍛冶木挽水役取立帳
- 一 蠟漆沿革
- 一 高田御領山里蠟役人の事
- 一 七品運上(小千谷民政局申渡もあり)
- 一 縮惣幅たけ等の記事
- 一 明和年度縮布訴訟拔書(縮幅丈け價格等)
- 一 小千谷より江戸に至る御用荷物差達及運賃の事
- 一 吉谷村延寶八年檢地帳寫
- 一 明治三年民政局布告三役給米の事
- 一 寬政五年三月郡中一統被仰渡書の覺(原本東徳右工門)
- 一 天和二年御檢地條目寫(原本東徳右工門)
- 一 寶永八年切支丹宗門に關する受書(全上)

- 一 高田領御檢地帳寄並組々支配譯書(原本星野惣左工門)
- 一 御預所舊記書拔
- 一 寶曆五年魚沼郡檢地の際從公儀の村觸地下諸出入諸費分擔に關する指令
- 一 入會山及召人護送費分擔に關する指令
- 一 庄屋上納金引負たる時の處分指令
- 一 指紙つきたる百姓の旅に差添人旅費の指令
- 一 會津御預所の政治は私領同様に行ふべき事の指令
- 二 令
- 一 寶曆二度目の御預所なりし會津侯への指令
- 一 御口留番給に關する指令
- 一 改宗離且他宗非儀に關する處分指令
- 一 陸奥南山御預所窮民貸附金年賦の事(小千谷町誌南山塩方關係)
- 一 越後御預所御廻米分金納預の事
- 一 魚沼郡山里蠟木役の覺
- 一 七品運上取立定法及請負の事
- 八魚沼郡誌徵考書
- 一 郡中御蠟納高
- 一 蠟納願方仕出法
- 一 七品御運上請負致候者大概書上
- 一 明和九年七品御運上一件双方より差出候紙面拂
- 一 御廻米運賃に關する古文書數種
- 一 陸奥下野越後國中取扱の次第御尋に付書上帳(寬延四年)
- 一 正徳六年御証文馬渡船造立之件
- 一 元祿八年小千谷組川除普請余荷の義願出
- 一 松平肥後守預所租稅方
- 一 延享三年堀の内組村々明細帳抄錄
- 一 天明九年十二月江戸表御觸出し
- 一 寬政九年十一月小千谷陣屋達
- 一 小千谷と與板領五千石出作米不納に付出入一件
- 一 天保九年正専寺住職代替出入一件
- 一 天保十二年九月會津御郡代村々巡回の節申渡書
- 一 小千谷陣屋建替普請金錢諸拂扣
- 九北越雜記抄錄
- 一 日本國號の大意(國郡分屬、越後領主租調)
- 一 國 司 の 部
- 一 郡の部(堀丹後守領地の部)
- 一 古 城 跋
- 一 當代城地の部(高田城の部)

- 一 頼朝知行地
- 一 長尾家領地
- 一 鳥坂城主の事
- 一 長尾氏系譜
- 一 上杉憲政系譜
- 一 魚沼郡寺院(五智院の部)
- 一 通用金銀の事
- 一 市の事
- 一 國産の事
- 一 地震の事
- 一 胴高船の事
- 二五 獨覽聞書
- (一) 小千谷村を町と唱するに至りし事
- (二) 小千谷町の起原及領主の事
- (三) 御陣屋敷の事
- 附檢地に關する事
- (四) 御蠟點所敷の事
- 附全所に關する事
- (五) 口留御番所の事
- (六) 大門與兵衛の履歴に關する事
- (七) 御番所役人及白髪水の事

- (八) 郷藏敷の事
- (九) 御高札場守役の事
- (一〇) 中町苗字の事
- (一一) 鮭役永の事
- (一二) 川役永の事
- (一三) 牢屋の事
- (一四) 越後様御領分御上地の事
- 附檢地の事
- (一五) 破損船御條目の事
- (一六) 高田御領の節山里御蠟役人の事
- 附取ケの事
- (一七) 御領分中船渡十三ヶ所の事
- (一八) 全上古城趾六十一ヶ所の事
- (一九) 御運上物品々の事
- (二〇) 小千谷陣屋十日町移轉の事
- (二一) 宿場定式買請米の事
- (二二) 中子渡船の事
- (二三) 御定賃錢の事
- (二四) 人足賃錢割符の事
- (二五) 金銀錢通用の事
- (二六) 諸宗傳來の事

○二六小千谷村大庄屋秘事拔書

- 目録
- 一 越後國司從先封移替りの事
- 一 天正元酉年以來領主移替りの事
- 一 小千谷村高反別石盛の事
- 並田畑色高御免相の事
- 一 全斷二新田高反別斗代の事
- 並に御免相の事
- 一 諸給米取立渡方の事
- 並に山廻り給取立方の事
- 一 川原田江代米取立渡方の事
- 一 郷御藏所地子米取立渡方の事
- 一 御陣屋敷地子錢取立渡方の事
- 一 同地子米金新規取立渡方の事
- 一 御蠟座敷反別書上地子金渡方の事
- 一 小千谷分山里蠟實穂納方の事
- 御蠟座守給分の事
- 一 諸役銀上納取立の事
- 一 小役永免除御番所掟書の事
- 一 御蠟座間割御土藏家敷の事
- 一 郷御藏屋敷彌重高の事

- 一 小千谷町住居移替の事
- (一) 並に本町道幅小路道幅の事
- (二) 御蠟實穂忽貫目石敷の事
- 一 小千谷組分郷御増加の事
- 一 小千谷より諸方人馬賃錢の事
- 一 小千谷町四季相場書上の事
- 一 小千谷町諸人夫賃錢定の事
- 一 小千谷町役屋敷軒敷の事
- 一 七品御運上始りの事
- 一 全斷請負人名前の事
- 一 越後様御領分御新檢に付組高調の事
- 一 全斷頸城郡割元名前の事
- 一 全斷魚沼郡割元名前の事
- 一 全斷刈羽郡割元名前の事
- 一 全斷高田様御改易に付御奉書寫の事
- 一 全斷御掛り御大名衆御旗本役人衆の事
- 一 全斷跡掛り御大名御旗本衆の事
- 一 全斷御新檢御懸り御大名衆の事
- 並に四組の御役衆名前の事
- 一 高田御領御朱印寺社の事
- 一 全斷所々渡舟場給米の事

- 一 全斷所々古城趾の事
- 一 春日山始而御竿入の事
- 一 高田御城内金銀御引渡の事
- 一 全斷諸品請取手形の事
- 一 小千谷町假名風土記書上の事
- 一 全斷隣村道法神社佛閣の事
- 一 御入用御普請所並に用水堰の事
- 一 村中布橋並に牢屋古城趾等の事
- 一 船岡山湯殿川千曲川の事
- 一 船敷並に引替物の事
- 一 魚沼郡牛馬舟割掛高割符の事
- 一 川口驛助郷人馬割の事
- 一 願石發りの事
- 一 御年貢米皆願石代納村の事
- 一 三分二半金納村方の事
- 一 壹兩増皆金納村の事
- 一 貳兩増買請米村の事
- 一 參兩増買請米の事
- 一 參兩二朱増宿場米の事
- 一 參兩一分増市場米の事
- 一 三代米被下方石敷並に江代米の事

- 一 十月相場書仕出し心得方の事
- 一 相場書上帳認様の事
- 一 全斷五ヶ所平均の事
- 一 諸石代五直段法立の事
- 一 長岡相場三分の一步合の事
- 一 越後相場所組合の事
- 一 御回米割仕法並に諸賃米の事
- 一 全斷凡積仕法並に御運賃金の事
- 一 御回米の内新潟港買戻しの事
- 一 大豆代定納割符仕出しの事
- 一 在代定納割符仕出しの事
- 一 胡麻代定納石同斷の事
- 一 小役永定納當りの事
- 一 六尺給米高當りの事
- 一 御傳馬宿入用高當りの事
- 一 淺草御藏前入用當りの事
- 〇 四九神南翁自筆文書
- (一) 明和七寅年記丑高入新田御取箇書上帳
- (二) 安永二巳年村差出明細書上帳
- (三) 全年村高家數人數増減書上帳
- (四) 全年辰年御割附

- (五) 天明二年寅二月人數増減御尋に付書上帳扣
 - (六) 明和九辰年免相御切替年取米人數書上帳扣
 - (七) 安永二巳年六月會津御預所越後國魚沼郡去辰御年貢米佐州御藏納郡中入用帳
 - (八) 代官等門前に百姓詰かけ訴願に及ふべからざる旨申渡に對し御請書
 - (九) 大橋掛替目論見帳
 - (十) 明和九年御手鑑帳
 - (十一) 神南社祭文並神門新築の祝詞
 - (十二) 神南神祠御据置願二通
 - (十三) 但一通は許可與書印あり
 - (十四) 平澤利喬一の吊歌二通尙外に一通都合三通
 - (十五) 平澤保□への吊歌五首一通
 - (十六) 山田以文の送神南翁還北越序の寫
 - (十七) 但原文は只今徳永玄民氏巻物として所有
 - (十八) 神南翁自筆書狀
- | | | |
|---------|---|---|
| 平澤五左工門宛 | 三 | 通 |
| 伴七宛 | 一 | 通 |
| 平澤保造宛 | 一 | 通 |
| 平吉宛 | 一 | 通 |
| 順理宛 | 二 | 通 |

- (十七) 順藏宛 一通
- (十八) 平澤佐次左工門利喬文 一通
- (十九) 地郭より順里宛書狀 二通
- 〇 五〇齋藤九一郎氏雜記 九冊中第一綴
- 一 小千谷村三分の一金納及市場定式買請米の事
- 一 小千谷村起原の事
- 一 御陣屋敷の事
- 一 御蠟點所敷の事
- 一 御番所の事
- 一 御藏敷の事
- 一 御高札場守役の事
- 一 雛役永の事
- 一 川役永の事
- 一 牢屋の事
- 一 越後様御領分の御上地の事
- 一 天和檢地の事
- 一 破損船御條目の事
- 一 高田領時代蠟役人及取立の事
- 一 全時代船渡場十三ヶ所の事
- 一 全時代古城跡六十一ヶ所の事
- 一 全時代御運上物品々の事

- 一 全上御手形にて出る品物の事
- 一 天和二年より御代官所及郡代の事
- 一 正徳元年まで御代官所及郡代の事
- 一 附十日町御役所の事
- 一 宿場定式買請米の事
- 一 市場定式買請米の事
- 一 中子渡船の事
- 一 御定賃錢の事
- 一 人足賃錢割符の事
- 一 金銀錢通用の事
- 一 諸宗傳來の事
- 齋藤九一郎氏雜記 九冊中第二綴
- 一 明治元年久保田彌三右工門小千谷民政局へ書上の事
- 一 安永七年小千谷外三ヶ村買請米願取次書の事
- 一 明石堂及堀次郎將俊の事
- 一 縮布及市の事
- 一 好綾及木綿飛白の事
- 一 北魚沼郡縮布産出高の事
- 一 金融及利子の沿革の事
- 齋藤九一郎氏雜記 九冊中第三綴
- 一 明和元年庄屋吉右工門退役願一件の事

- 齋藤九一郎氏雜記 九冊中第四綴
- 一 安永七年小千谷町郷帳の事
- 一 眞福寺廣大寺其他二件被下米の事
- 一 川船渡守繼の事
- 一 賃米の事(公納米運送賃の事)
- 一 寛政元年御回米請負の事
- 一 三役始の事
- 一 天明八年五智院御朱印の事
- 一 附魚沼八幡、法音寺、普光寺御朱印の事
- 一 享保二年宿役高役申渡しの事
- 一 火防屋敷につき孫右工門請書の事
- 一 天保以來享保七年迄代官更迭氏名の事
- 齋藤九一郎氏雜記 九冊中第五綴
- 一 阿部六助感狀
- 一 石原九郎右工門より中町清兵衛に十石永代被下たる文書
- 一 稻垣平右工門より全上文書
- 一 右三文書に關する照專寺廿三世性譽上人の奥書
- 一 明石次郎手織縮布の事
- 一 小千谷町戸口享保廿一年及寶曆十一年書上寫
- 一 高田長岡兩城主更迭の事

- 一 明治初年田地賣買書式
- 一 千谷川西千谷川平澤新田土川村高の事
- 一 地價設定標準に關する控
- 一 物理學に關する抜書
- 一 天明四年凶年につき貧民救助の事
- 一 天明四年八月書上小千谷村人別の事
- 一 全五年二月書上小千谷村人別の事
- 一 全五年二月庄屋五左工門死去につき組頭勘四郎後役仰付らるゝ事
- 一 全五年五月川船御吟味につき書上及請書の事
- 一 天明五年十二月縮運上入札願人に關する御差紙の寫
- 一 天明七年人別増減帳寫
- 一 小千谷堀之内縮布産出高(但天明六年の分)
- 一 天明七年夏困窮者施行粥人別寫
- 齋藤九一郎氏雜記 九冊の中六冊目
- 一 元文より延享まで米相場書上寫
- 一 天和元年より寶曆五年迄元御役所有來覺寫
- 一 銀山人足扶持米の事
- 一 天和御檢地につき小千谷村打出段別の事
- 一 天明六年十月相場書上寫

- 一 全上三分一金納御直段敷願の事
- 一 天明六年十月小千谷十日町鹽澤六日町米相場書上の事
- 一 寛政五年米相場書上の事
- 一 天明五年より小千谷長岡米相場平均御直段寫御札に付差上申候書付扣(三分の一直段糶上の事)三分の一石代直段願上候處(前條指令書扣)
- 一 天明六年郡中人數牛馬數寫
- 一 天明三卯年高崎大信寺御免勸進帳寫
- (越後國諸大名持高調)
- 一 越後國高並村數寫
- 一 安永五年申郷帳寫
- 齋藤九一郎氏雜記 九冊の中第七綴
- 一 寛政七年高割もの書拔
- 一 町内取締布令
- 一 中子渡船造替に關する事
- 一 新縮簾明に關する事
- 一 御用蠶運送に付人馬催促布令
- 一 火災に付用意驅付心得布令
- 一 三分の一米直段の事
- 一 寛政七年八月人夫賃引下に關する事

- 一 濁酒及同糶發買禁止の事
- 一 蠟入札布令
- 一 御収納前米賣買を禁ずる事
- 一 並濁酒商賣禁止の事
- 一 火災注進狀
- 一 罹火災者下され米の事
- 一 糶賣買を許し濁酒賣買禁止する事前の如し
- 一 山里蠟實植小千谷御蠟産収納日布告
- 一 寛政八年三分の一米直段の事
- 一 蠟預証の事
- 一 寛政八年人別増減の事
- 一 新縮簾明布令
- 一 蠟運送布告
- 一 茶郷川板橋掛替補助請書の事
- 一 五穀成就祈禱につき日光社へ参拜すべき布令
- 一 寛政八年村鑑明細書上帳
- 一 全年御年貢御歳斗日通知
- 一 全年三分の一米直段及大豆直段の事
- 一 全年村中小入用高割の事
- 一 寛政九年正月九日松平又左工門と御改名につき小前のもの全名のもの改名すべき布令

- 一 寛政九年山里蠟實穂収納日布告
- 一 齋藤九一郎氏雜記 九冊の中第八綴
- 一 天明九年明細書上帳
- 一 御普請所板橋及口留番所建替年代控
- 一 代官より相津預所へ事務引繼書寫(享保九年)
- 一 大割元役の者共由緒御尋に付口上の覺(寶曆五年)
- 一 牧野次郎左工門外一人より東、中町、西巻持船につき通船從前の如くせしむるに付依頼狀
- 一 相定申家守手形の事(享保六年)
- 一 與板領村名請
- 一 小千谷村庄屋名控(享保九年より)
- 一 米直段控(元和元年より寛政四年まで)
- 一 齋藤九一郎氏雜記 九冊中第九綴
- 一 延寶九年小千谷村郷帳
- 一 七品運上の覺(松平越後守時代より)
- 一 小役永の譯(延寶八年書上)
- 一 三役 始
- 一 越後國御代替り
- 一 平太兵衛箱訴の事
- 一 天明九年村鑑明細書上帳
- 一 齋藤九一郎氏折紙 二折の二

- 一 小千谷町宅地價告示受書(明治十年)
- 一 明治九年戶籍總計(小千谷町)
- 一 齋藤九一郎氏折紙 二折の一
- 一 明治六年九月大小區の制及組織役員名
- 一 五二御尋に付假字風土記書上帳 文化二年九月
- 一 小千谷村起原
- 一 御陣屋位置
- 一 小千谷村位置
- 一 隣村及道法
- 一 神社に關する事
- 一 寺院に關する事
- 一 船渡御番所の事
- 一 橋の事
- 一 堰の事
- 一 古城跡の事
- 一 船岡山の事
- 一 千曲川の事
- 一 淀ミ川の事
- 一 牢屋の事
- 一 領主移替の事
- 一 五三往古小千谷日記

- 一 小千谷村の事(即ち起原)
- 一 御陣屋舖の事
- 一 御蠟點所敷の事
- 一 御番所の事
- 一 郷藏敷の事
- 一 御高札場守役の事
- 一 魁役の事
- 一 川役永の事
- 一 牢屋の事
- 一 越後様御領分御上地の事
- 一 天和二戌年御新檢の事
- 一 浮荷物處分條目
- 一 御蠟役人の事
- 一 戊年御蠟點納の事
- 一 越後様御領分中船渡場十三ヶ所
- 一 古城跡六十一ヶ所
- 一 御運上物品々
- 一 御手形にて出づる品物
- 一 御代官の事
- 一 小千谷村役所を十日町へ引移しの事
- 一 宿場定式買請米の事

- 一市場定式買請米の事 一册
- 一中子渡舟の事 一册
- 一御定賃錢の事 一册
- 一雇馬の事 一册
- 一人足賃錢割符の事 一册
- 一蠟及漆に關する事 一册
- 五四越後地名錄 一名越後名寄
- 上卷 附記小千谷町誌關係事項のみを擧ぐ
 - 一越後國起原 一册
 - 一郡並に郷の部 魚沼郡の條 一册
 - 一神社の部 魚沼郡伊夜彦神社の條 一册
 - 一全上 魚沼郡五座の條 一册
 - 一舊跡の部 池殿館白髪水の條 一册
 - 一全上 文治年中關東御知行越後國庄園の條 一册
 - 一全上 賴朝御知行國々 一册
- 下卷
 - 一古城跡の部 春日山、福島、高田、上條、琵琶島 一册
 - 一川の部 中津川の條 一册
- 五五小千谷町誌關係文書
 - 一安政六年御年貢割賦寫 一册
 - 一前川原一件書類 一册
 - 一前川原一件書類 一册
 - 一小千谷學校敷借地取調帖並に繪圖面共 一册
 - 一末替濟目錄寫 一册
 - 一辰御年貢替濟目錄 一册
 - 一安政六年末屋鋪成調帖 一册
 - 一年貢米替濟目錄(柏崎縣印のもの) 一册
 - 一御百姓持高帳 一册
 - 一船岡山畑免相抑揚帖寫 一册
 - 一戊替濟目錄 一册
 - 一元治元年子御年貢米金月割勘定帳寫 一册
 - 一寅御年貢米取調帳寫(安石御下知に付) 一册
 - 一慶應元年御年貢米金月割勘定帳寫 一册
 - 一午歲替濟目錄 一册
 - 一明治二年柏崎縣知事宛言上書 一册
 - 一午二月建言書 一册
 - 一申替濟目錄 一册
 - 一町役人中宛願書(野澤小出兩君) 一册
 - 一庚午七月鹿兒島藩士横山正太郎建白書 一册
 - 一村中持田畑控 一册
 - 一一番組課賦上納に關する控 一册
 - 一船岡山畑免相抑揚帳 一册

- 一天和御水帳(田方の部) 一册
- 一全上(畑方屋鋪村高の部) 一册
- 一越後國魚沼郡小千谷村新田檢地帳 一册
- 一越後國魚沼郡小千谷村新田檢地帳寫 四册
- 一新潟縣管轄第十四大區小一區戶籍の二三四四册 四册
- 一天和二年小千谷地圖 一枚
- 一文久二年小千谷地圖 一枚
- 一寶曆六年檢地々圖 一枚
- 一船岡山實測田別圖 一枚
- 一明和七年小千谷村分間地圖 一枚
- 一近代地圖 一枚
- 一船岡山繪圖面入並書類 一袋
- 一御年貢金中取替の通 一册
- 一與彌所諸入用中取替の通 一册
- 一御上納郡組諸割受取書入(明治の部) 二袋
- 一明治四年小千谷町高反別取調書上帳 一册
- 一巳皆濟御目錄帳の寫(明治四年) 一册
- 一川除御入用御普請出來形書上帳(萬延元年) 一册
- 一丑皆濟目錄 一册
- 一亥皆濟目錄 一册
- 一大區割配賦 一册

- 一地方秘錄 一册
- 一小千谷村高に關する書類 一册
- 一大川端屋鋪持地割屆書 一册
- 一長州様へ基地賣渡證文 一册
- 一明治三年町役場宛並に又次郎宛證文 各一通
- 一小千谷村高書附 一枚
- 一北陸道督府參謀宛狀箱及文書共 一通
- 一三ヶ村御圍籾並地下貯籾に關する文書 一通
- 一申御年貢割賦 一通
- 一戊及未全上 一通
- 一寅御年貢米替濟目錄 一通
- 一差上申證文の事 一通
- 一米錢相場書上(天保十四年一月) 一通
- 一北越機業史抜粹 一通

○六二寺方社家御尋ニ付書上帳寫
(文化二年八月會津御預所へ書上たるもの)

- 一五智院 一通
- 一成就院 一通
- 一證光院 一通
- 一慈眼寺 一通
- 一眞福寺 一通

- 一照 專 寺
- 一專 正 寺
- 一極 樂 寺
- 一壽 慶 庵
- 一彌彦神社末社日光大權現
- 一全 赤崎大明神
- 一全 山王大權現

○六五新編會津風土記
魚沼郡總序(全書卷の一百六) 郷名一莊名一土
産一 小千谷村(全書卷の一百七、外編越後國魚沼郡
の二) 位置 山川 關梁 郡署 蠟座 倉粟 神社
寺院 城趾 褒美

一彌彦神社(全書卷の一百八)
○六七中魚沼郡風土記 一名案内 石原信著
一沿革一 郡政一 司法一 租稅一 小役の事一 戶籍一 衛生
一十日町機業志一 機業功勞者小傳一 中魚沼郡酒造
志一 下條村沿革一 寺石番所の制札一 下船渡村沿革
○平澤勘七氏所藏史料五綴の内第一綴
一元錄十六年小千谷村諸色書上帳
一寶曆五年小千谷村諸色書上帳

西脇修太郎編

- 一全 九年小千谷村諸色書上帳
- 一明和二年酉差上帳村鑑御改書上帳
- 一安永二年村差出明細書上帳
- 一安永八年人數御尋ニ付書上帳
- 一全 年小千谷組二十ヶ村家數人數牛馬増減書上帳
- 一寛政元年御尋書上帳
- 一寛政二年人數増減御尋ニ付書上帳
- 一天明九年村鑑明細書上帳
- 一天明九年村鑑書上帳
- 一天保九年戌年村鑑書上帳
- 一享和三亥年村鑑書上帳
- 一天保七年午年村鑑書上帳
- 一天保九年戌年村鑑書上帳

○全 上 第二綴
一魚沼郡小千谷村所替屋敷割の事
一自享保十一年至明治十七年々貢相場控
一 小千谷町沿革 但し明治十七年十一月中小千
一享保十六年御年貢米の内當年置粉高の覺
一東家へ下附の辭令二通並に目錄一枚
一銀山事件訴訟始末に關し指上申目安返答書
一寛文九西六月廿二日庄屋中町清兵衛外四名連署東
德右工門大肝煎御免の訴訟に對して東氏の答辨申
立書

一通貨寫圖

- 一謙信高田小判、越坐小判、謙信小判、謙信圖小判、長岡寛字切銀、村上永字切銀、新作榮字切字銀、寶字切銀、長字玉字極印切銀、葛田徳字極印切銀
- 一御立並に無敵謙信の遺風
- 一齋の神祭り
- 一小 豆 粥
- 一餅華 一名蠶玉と云ふ
- 一盆 踊 り
- 一北越雜記卷の一、郡の部
- 一北越雜記十五(?)郡の部
- 一延喜式卷十神社部 全
- 一北越雜記式社考 全
- 一樹 の 事
- 一長 森 原
- 一志水城 一作時水
- 一冬 村 城
- 一參 考 書
- 全 上 第三綴
- 一小千谷陣屋年中行事書拔
- 一小千谷村留番所制札の事

出火の節定例取計方

- 一坪 數 定 法
- 一諸品目方の事
- 一越後國御料預領移替大概の覺
- 一自嘉永五年至文久二年郡代、代官其他役人々名
- 一御預り所村名組譯枝御名
- 全 上 第四綴
- 一組々白布端數帳寛永八年の分
- 一小千谷組白布高帳寫
- 一魚沼郡組々里染御運上御取立帳
- 一舟極印指上げ証文の寫
- 一慶安五年小千谷組高書上寫
- 一郡中川境証文寫(河水法)
- 一御用人足代用物品數の定め
- 一御領分より輸出諸島關所通過手形の定め
- 一魚沼郡下り船小千谷村於御番所で可相改覺
- 全 上 第五綴
- 一過去帳寫(平喜)
- 一平澤一族戒名々牒
- 一平澤庄兵衛家圖の事

327
957

大正六年四月十五日印刷
全 年四月十八日發行

(非賣品)

發行所 魚沼文庫

新潟縣北魚沼郡小千谷中學校內

新潟縣北魚沼郡小千谷町千四百四十二番戶

山崎吉三

編輯者

全縣全郡全町五百〇七番地

大川龜吉

印刷者

全縣全郡全町全番地

大川活版所

印刷所

327
937

終

